2021 年 5/9 (日) TAC 通関士講座オンラインセミナー 参加特典 レベル診断 20 問

〈問題〉 次の記述の正誤(〇×)を判断しなさい。

【関税法等】

- 1 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を本邦に引き 取ることは、輸入に該当する。
- 2 税関長は、輸入申告があった場合において、関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合において必要があるときは、当該便益を適用するために必要な 書類を提出させることができる。
- 3 特定輸出者は、特定輸出申告を行い税関長の輸出の許可を受けた貨物が輸出されないこととなったことにより当該許可を受けている必要がなくなったときは、その輸出申告撤回する理由を記載した「輸出申告撤回申出書」を当該許可をした税関長に提出し、当該許可を取り消すべき旨及び当該申告を撤回する旨の申請をすることができる。
- 4 保税蔵置場において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物(信書を除く。) 又は輸出しようとする貨物(信書を除く。)についての帳簿を設けなければならない。
- 5 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、 その認定をするために必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、当該認定の ための参考となるべき意見を求めることができる。
- 6 保税展示場にある外国貨物(輸出の許可を受けたものを除く。)が亡失したときは、 当該貨物の所有者がその関税を納める義務を負う。
- 7 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に 記載した課税標準又は納付すべき税額を補正することにより行うことができること とされており、これを行おうとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に 係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の補正 をし、その補正をした箇所に押印をして、これを税関長に提出しなければならない。
- 8 納税義務者が法定納期限までに関税を完納しなかったことにより、その未納に係る 関税額に対し、延滞税を納付しなければならない場合において、関税法第2条の3(災 害による期限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長されたときは、 その関税に係る延滞税については、その延長した期間に対応する部分の金額を免除す ることとされている。
- 9 関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合において, 財務大

臣は、その審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされているときは、当該審査請求に参加する者から当該諮問をしないことについて反対する 旨の申出がされているときであっても、当該諮問をすることを要することはない。

- 10 関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものの額は課税価格に含まれる。
- 11 関税定率法第4条から第4条の7までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたものでなければならない。
- 12 航空機により運送された輸入貨物のうち、外国に住所を有する者(外国に本店又は 主たる事務所を有する法人を含む。)から本邦に住所を有する者にその個人的な使用 に供するため寄贈された物品で、航空機による運賃及び保険料に基づいて算出した課 税価格の総額が 20 万円のものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃 及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料に よるものとされている。
- 13 本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族(配偶者,直系尊属,直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。)又はこれらの者の随員に属する物品で輸入されるものについては,関税定率法第14条(無条件免税)の規定により,その関税の免除を受けることができる。
- 14 関税を納付して輸入された貨物のうち、数量が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のために輸出する場合には、関税定率法第20条第1項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定により、その関税の払戻しを受けることができる。
- 15 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書は、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除き、その証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸入者の申告に基づき、原産地の税関又は当該原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署若しくは商業会議所その他これに準ずる機関で税関長が適当と認めるものが発給したものでなければならない。

【通関業法】

- 16 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第 43 条の 3 第 1 項の 規定による保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認の申請は、関連業務である。
- 17 認定通関業者である通関業者が財務大臣に届け出て通関業務を行う営業所を新たに設けた場合には、当該営業所については、その届出が受理された時において、通関業法第8条第1項の営業所の新設に係る財務大臣の許可を受けたものとみなして、同法の規定を適用することとされている。
- 18 通関業者が関税法第 111 条 (許可を受けないで輸出入する等の罪) の規定に該当する違反行為をして同法の規定により通告処分を受けた者に該当するに至ったときは、 その通関業の許可は消滅する。
- 19 通関業者は、定期報告書(その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書)を毎年6月30日までに財務大臣に提出しなければならない。
- 20 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関士に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

〈解答〉

【関税法等】

- 1 × 内国貨物を本邦に引き取ることとなり、輸入に該当しない
- 2 O
- 3 × 輸出の許可を取り消すべき旨の申請はできるが、輸出の許可後であるため輸出 申告の撤回はできない。
- 4 O
- 5 O
- 6 × 保税展示場の許可を受けた者がその関税を納める義務を負う。
- 7 O
- 8 O
- 9 x 反対する旨の申出がされているときは、諮問をすることを**要する**。
- 10 × 「買付手数料」に該当し、課税価格に含まれない。
- 11 O
- 12 × 特例が適用されるのは 10 万円以下の場合に限られる。
- 13 O
- 14 O
- 15 × 輸出者の申告に基づき発給したものでなければならない

【通関業法】

- 16 × 関連業務ではなく**通関業務**に該当する。
- 17 O
- 18 × 本肢の場合は許可消滅事由ではなく,財務大臣は通関業の許可を**取り消すこと** ができる。
- 19 O
- 20 × 業務改善命令は通関士に対してではなく**通関業者に対して**行う。